

## 各府省庁補足説明資料

総務省	P 1 ~ P 2
文部科学省	P 3 ~ P 5
厚生労働省	P 6 ~ P 13
農林水産省	P 14 ~ P 18
経済産業省	P 19

# 総務省における中心市街地活性化施策の概要

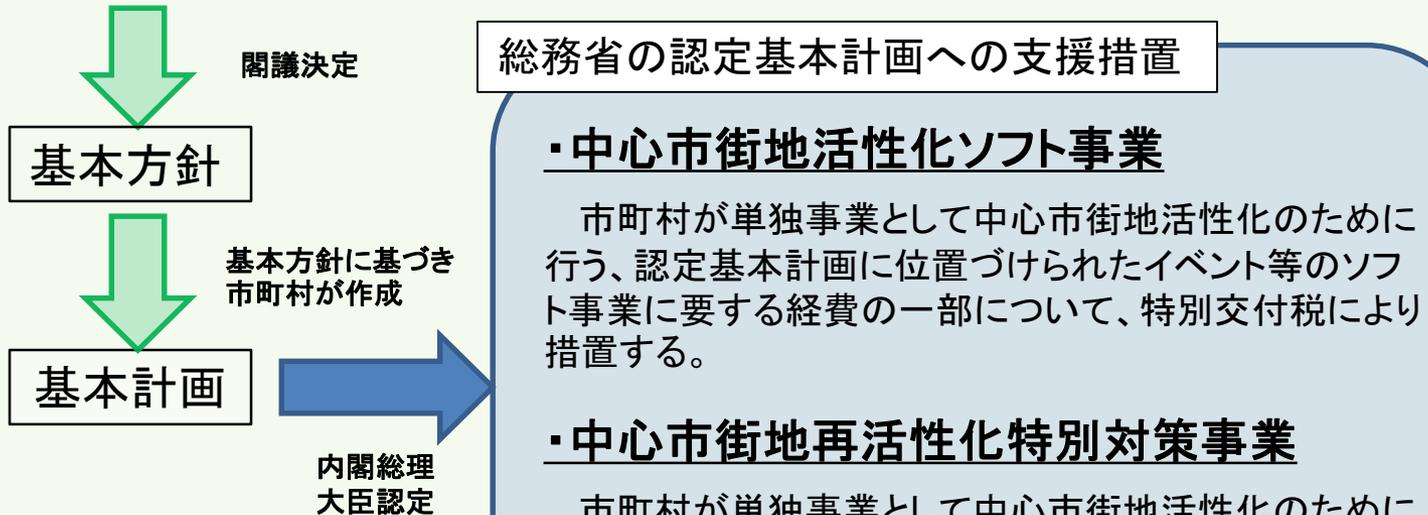
## 目的

中心市街地が地域の経済及び社会の発展に果たす役割の重要性にかんがみ、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することで地域活性化に寄与することを目的とする。

## 支援スキーム

中心市街地の活性化に関する法律(平成10年6月3日法律第92号)に基づき、以下のとおり実施

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、構成員:総務大臣ほか全ての閣僚)



# 総務省における中心市街地活性化施策の対象事業

## 中心市街地活性化ソフト事業

① イベント事業

② 講演会、シンポジウム等

③ 後継者育成研修事業

④ 具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等

⑤ 空き店舗対策事業

⑥ その他特に重要なソフト事業

①～⑥は全て中心市街地活性化を目的とする事業に限られる。

※商店街振興組合、市民団体、第三セクター等が実施するものに対して助成する場合を含む。

※国庫補助金や交付金等を伴う事業は対象としない。

## 中心市街地再活性化特別対策事業

(1) 公共施設整備事業

- ・集客力を高める施設の整備  
(多目的広場、イベント広場、駐車場、多目的ホール、イベントホール等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備  
(展示施設、物産会館等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備  
(ポケットパーク、緑地、駐輪場、あずま屋、街路灯、ストリートファニチャー等)
- ・子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所、親子交流サロン、学習コーナー等)

(2) 助成事業

一般住民の利用に供される公共施設の整備で、公共的団体が行うもの(多目的ホール、イベントホール、多目的広場、イベント広場、駐輪場等の広く一般住民の直接の利用に供される施設で、地方公共団体が自ら設置する場合と同様の公共性を有するものに限る。)に対する市町村の助成事業

※令和2年度第3次補正予算額(案) 881百万円+令和3年度予算額(案) = 12,378百万円

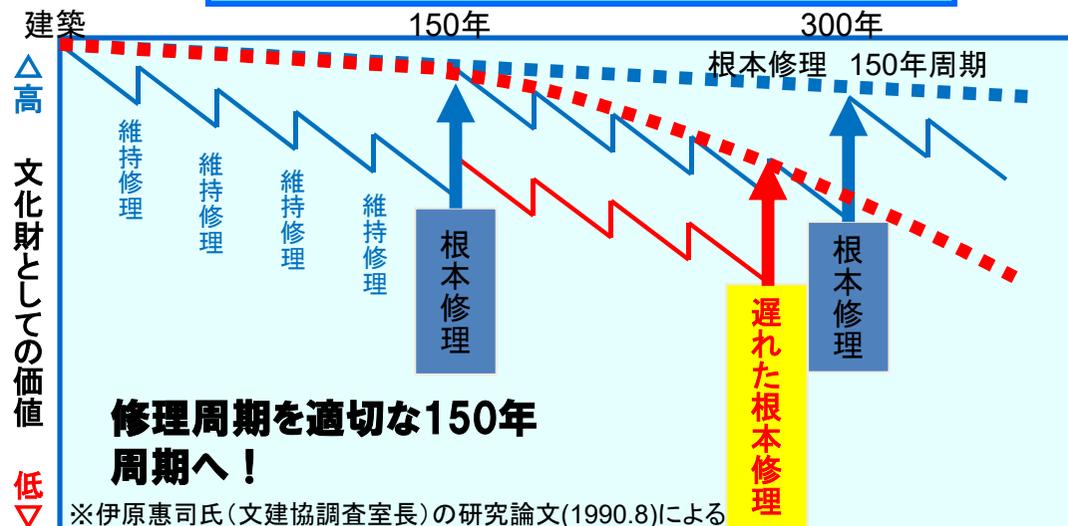
文化財を次世代へ確実に継承するため、適切な周期での保存修理を支援するとともに、修理現場の公開促進や修理によって得られた新たな知見の情報発信を同時に実施することで修理時期を観光振興にもつなげる。また、文化財を広く分かりやすく解説するための説明板の設置等、公開活用の取組を支援する。さらに、周辺環境を整備することにより、適切な維持管理を実現する。

## 文化財修理の抜本的強化

国宝・重要文化財(建造物)の価値を損なうことなく次世代へ継承するため、保存修理を実施する。

- 木造文化財建造物の定期的な保存修理は、健全性を回復するだけでなく、構造補強など抜本的な強化も行い、大工等様々な分野の技能者の確保と育成、修理技術の伝承、修理に必要な資材の安定的な確保にも資するものである。
- 明治以降に建造された近現代建造物(土木・建築)は、従来の木造のほか、煉瓦や鉄骨、鉄筋コンクリート造の建築物及び土木構造物が含まれる。平成5年度から重要文化財への指定を開始し、指定件数は366件に達しているが、その修理方法や修理周期は確立されていないことから、3次元計測等の先端技術の活用により、適切な修理時期の把握や迅速な修理を進め、公開活用を促進する。

## 根本修理の周期差による文化財的価値の変化比較図



## 修理機会を捉えた情報発信

修理の時期を活用し、修理現場の公開、修理に関する解説板等の設置に対して支援する。修理機会を捉えた情報発信を行うことで、修理期間という貴重な機会に、新たな体験の場を用意し、文化財への理解を促進するとともに観光振興にも寄与する。



工事を見学できる仮設道路を設置



パンフレット等による解説

## 文化財の公開活用

文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、観光振興に寄与する。



門司港駅(旧門司駅)本屋展示解説整備(福岡県)



大場家住宅体験用かまど整備等(東京都)

## 文化財の適切な維持管理

危険木の伐採や保存管理施設の設置等を実施し、国宝重要文化財建造物の周辺環境を整備することにより適切な維持管理に寄与する。



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

〈適切な周期〉  
 根本修理(解体、半解体修理)  
 : 平均150年周期  
 維持修理(屋根葺替・塗装修理)  
 : 平均30年周期  
**適切な周期により、文化財を確実に次世代へ継承する。**



重要文化財 本隆寺本堂ほか2棟半解体修理の様子(京都府)

# 伝統的建造物群基盤強化

令和3年度予算額(案)  
(前年度予算額)

1,579百万円  
1,567百万円)



※令和2年度第3次補正予算額(案) 116百万円+ 令和3年度予算額(案) = 1,694百万円

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉えながら、保存に関する計画策定から修理・修景、防災力の強化、公開活用整備までを体系的に位置付け、必要とされる保護の措置を一体的に実施することにより、文化に富み、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

調査  
計画策定

修理・修景

防災・耐震

買上

公開活用  
整備



修理・修景、防災・耐震の促進



伝統的建造物の公開活用

伝建地区を社会基盤として体系的に捉え、地区全体の魅力と安全性を向上

美しい町並みの回復

文化の継承

地区の安全

地域の創生

観光の振興

伝統的建造物群保存地区

# 公立学校施設の整備

令和3年度当初予算額(案) 688億円(前年度予算額 695億円)  
＜令和2年度第1次補正予算額 57億円、第3次補正予算額(案) 1,305億円＞



## 新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

### 令和時代の学校施設のスタンダード

- 1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備
  - 空調設置(教室、給食施設)
  - トイレの洋式化・乾式化
  - 給食施設のドライシステム化
- 2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備
  - バリアフリー化、特別支援学校の整備
  - 一人一台端末環境への対応
- 3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備
  - 施設の複合化・共有化と有効活用
  - オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

体育館の断熱性を確保し空調を設置  
避難所機能としても有効活用

バリアフリー化により  
誰もが安心して学べる場に

普通教室・特別教室に空調を設置し、  
子供たちの安全な教育環境を確保

トイレを洋式化・乾式化し、衛生環境を確保

ドライシステム化され、空調が整備  
された給食施設  
災害時にも有効活用(都市ガス、  
プロパンガスの2WAY化など)

一人一台端末環境のもと  
個別最適な学びの環境を整備

オープンスペースなど自由度の高い空間を整備し、  
3密を解消した学習の場として有効活用  
対話的・協働的な学習として多様な学習スタイルに対応

### 防災・減災、国土強靱化 令和2年度 第3次補正予算(案)

#### 災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)

### 具体的な支援策

- **制度改正**: バリアフリー化工事の補助率引上げ(1/3→1/2)  
給食施設の空調設置工事補助対象化<令和2年度第3次補正予算より措置>
- **単価改定**: 対前年度比 +4.6%
- **実践研究**: 「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**: 先進事例の発掘、表彰制度の創設等

# 医療提供体制施設整備交付金の概要

## I 予算額

令和2年度予算額 令和3年度予算案  
6,484,888千円 → 2,507,026千円

## II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

## III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

### 医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

### 「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

## IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外  
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33					
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

# 社会福祉施設等施設整備費補助金

令和2年度予算額  
68億円

令和3年度予算(案)額  
48億円

(+臨時・特別の措置分 106億円)

【令和2年度 1次補正予算 10億円、3次補正予算(案) 82億円】

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。  
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備(一部改築及び耐震化等整備を含む。)をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

## 日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



## 障害児支援の充実

- 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



## 耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



# 1. 補助内容

○ 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせて施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

- ※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

## 国庫補助を受ける場合

・社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特別民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

## 2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出 (地方自治体 → 地方厚生 (支) 局)  
(地方厚生 (支) 局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出 (地方厚生 (支) 局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬 : 厚生労働省から地方自治体へ内示
- ※ 都道府県等においては、国庫補助協議書の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

## 参考:対象施設

※ 公立施設については、平成18年度に一般財源化したため補助対象外。

### <障害者総合支援法上のサービス>

- 日中活動系 : 短期入所 (ショートステイ)
- 居住支援系 : 自立生活援助
- 訓練系・就労系 : 自立訓練 (機能訓練)
- 施設系 : 就労継続支援 (A型＝雇用型)
- 相談系 : 施設入所支援
- : 相談支援事業所

- : 療養介護
- : 共同生活援助 (グループホーム)
- : 自立訓練 (生活訓練)
- : 就労継続支援 (B型＝非雇用型)
- : 生活介護
- : 就労移行支援
- : 就労定着支援

### <児童福祉法上のサービス>

- 障害児通所支援 : 児童発達支援
- 障害児入所支援 : 障害児入所施設

- : 放課後等デイサービス

- : 居宅訪問型児童発達支援

- : 保育所等訪問支援

### <その他>

- 保護施設 : 救護施設
- 身体障害者社会参加支援施設 :
- : 補装具製作施設
- その他 : 社会事業授産施設
- : 日中生活支援住居施設

- : 更生施設
- : 盲導犬訓練施設
- : 福祉ホーム
- : 無料低額宿泊所

- : 授産施設
- : 視聴覚障害者情報提供施設
- : 応急仮設施設

- : 宿所提供施設

# 保育所等整備交付金

(令和2年度予算) 638億円 → (令和3年度予算案) 497億円  
(令和2年度3次補正予算案) 158億円

## 【趣旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

(※) 市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画(市区町村整備計画)による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づき交付金として平成27年度に創設。

◆「新子育て安心プラン」に参加する自治体についても、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等を引き続き実施。

## 【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業(幼稚園型)
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等  
(保育所及び認定こども園については公立を除く)

【補助割合】 国1/2、市区町村1/4、設置主体1/4

※ 新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は、国2/3、市区町村1/12、設置主体1/4

# 保育対策総合支援事業費補助金

(令和2年度予算:394億円 → 令和3年度予算案:402億円)

## 【事業内容】

- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
- 総合的な保育人材確保策を講じることにより、保育の受け皿整備に必要となる保育人材の確保を図る。
- 障害児の受入れに必要な改修や認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

## 【対象事業】

- I 保育人材確保対策 166億円(164億円)  
①保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】  
②潜在保育士再就職支援事業  
③保育士資格取得支援事業  
④保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】  
⑤保育体制強化事業  
⑥保育士養成施設に対する就職促進支援事業  
⑦保育士試験追加実施支援事業  
⑧保育補助者雇上強化事業【拡充】  
⑨若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】  
⑩保育人材等就職・交流支援事業  
⑪保育士・保育の現場の魅力発信事業【新規】
- II 小規模保育等の改修等【拡充】187億円(171億円)  
①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業  
②小規模保育改修費等支援事業  
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業  
④認可化移行改修費等支援事業  
⑤家庭的保育改修費等支援事業  
⑥認可外保育施設改修費等支援事業  
⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業

## III その他事業 49億円(59億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業【拡充】
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業
- ⑥家庭支援推進保育事業【拡充】
- ⑦保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑧3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑨保育利用支援事業(予約制)
- ⑩医療的ケア児保育支援モデル事業【拡充】
- ⑪保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑫放課後居場所緊急対策事業
- ⑬小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑭新たな待機児童対策提案型事業
- ⑮待機児童対策協議会推進事業

○ 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築するため、市町村において「地域支援事業」を実施。

○ **地域支援事業の事業内容**

※金額は積算上の公費（括弧書きは国費）

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業 1,980億円 (990億円)

① 介護予防・生活支援サービス事業

- ア 訪問型サービス
- イ 通所型サービス
- ウ その他の生活支援サービス（配食、見守り等）
- エ 介護予防ケアマネジメント

② 一般介護予防事業

- ア 介護予防把握事業
- イ 介護予防普及啓発事業
- ウ 地域介護予防活動支援事業
- エ 一般介護予防事業評価事業
- オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業・任意事業

① 包括的支援事業 1,902億円 (951億円)

ア 地域包括支援センターの運営 うちイ、社会保障充実分 534億円 (267億円)

- i) 介護予防ケアマネジメント業務
- ii) 総合相談支援業務
- iii) 権利擁護業務（虐待の防止、虐待の早期発見等）
- iv) 包括的・継続的マネジメント支援業務

※ 支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等

イ 社会保障の充実

- i) 認知症施策の推進
- ii) 在宅医療・介護連携の推進
- iii) 地域ケア会議の実施
- iv) 生活支援コーディネーター等の配置

② 任意事業

・ 介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

○ **地域支援事業の事業費**

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

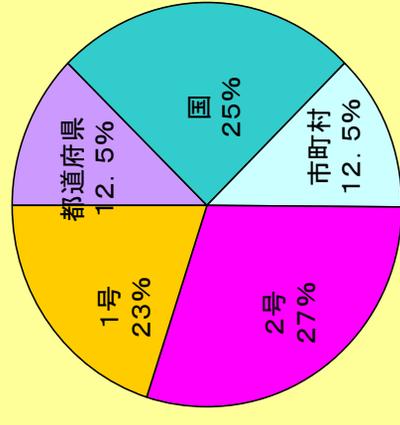
- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
  - 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

○ **地域支援事業の財源構成**

（財源構成の割合は第7期以降の割合）

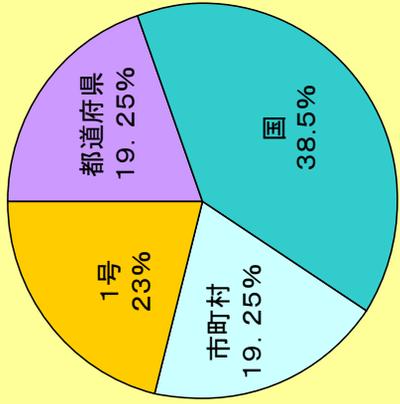
介護予防・日常生活支援総合事業

【財源構成】



包括的支援事業・任意事業

【財源構成】



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。

○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。

（国：都道府県：市町村＝2：1：1）

## 地域支援事業実施要綱（抄）

（令和2年5月29日一部改正）

### 別記4 任意事業

#### 3 事業内容

##### （3）その他の事業

#### カ 地域自立生活支援事業

##### ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウジング）や、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等へ的高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。

# 農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

## 事業の概要

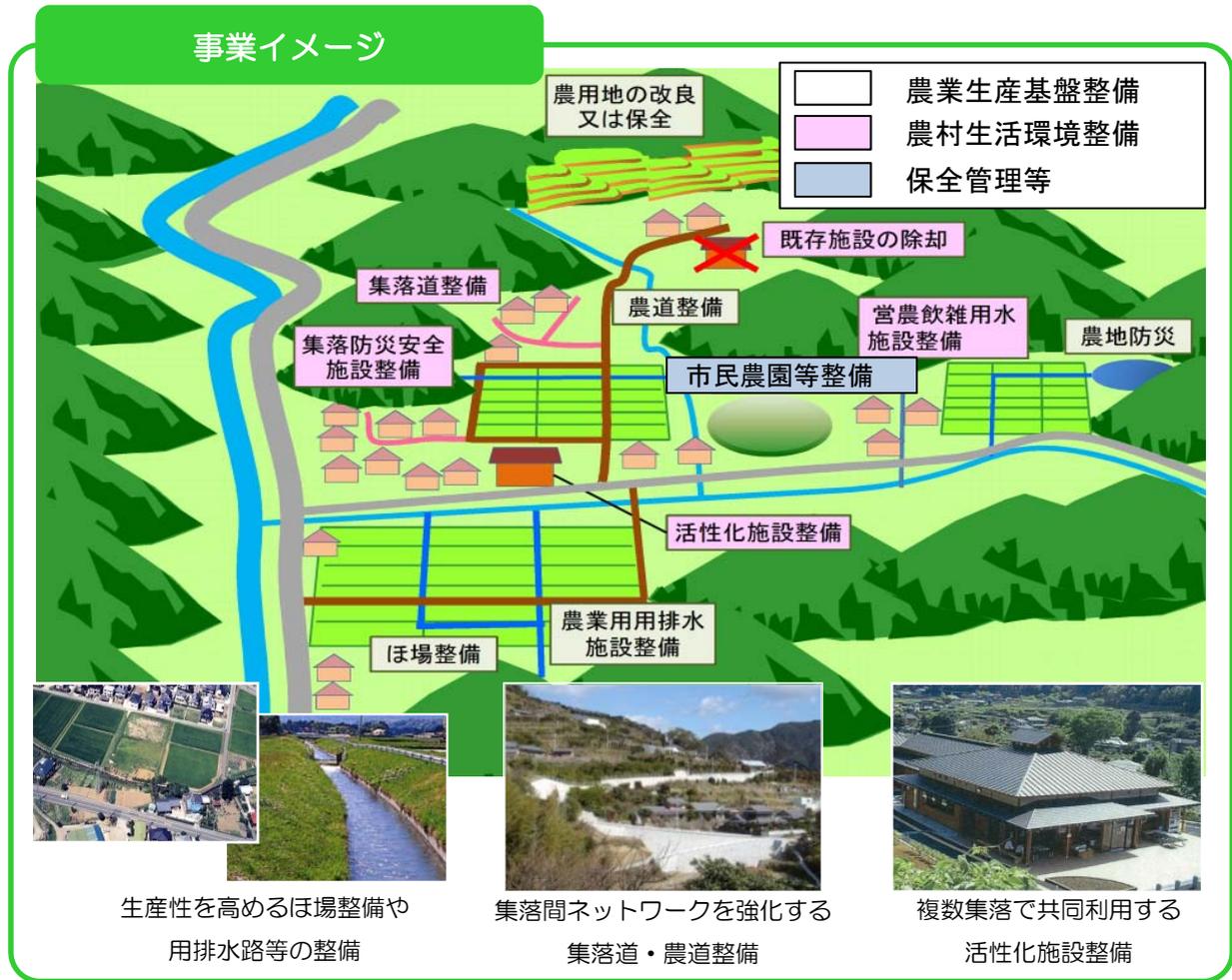
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

### <特徴>

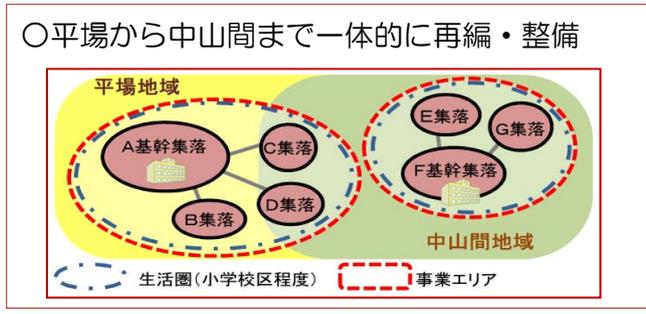
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

## 事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備	歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
保管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
    - └ 集落基盤再編型
    - └ 中山間地域総合整備型
    - └ 農地環境整備型
    - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
    3. 交付率：1/2等
  - 中山間地域総合整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
  - 農地環境整備型
    1. 交付先：都道府県、市町村
    2. 事業実施主体：都道府県、市町村
    3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

農山漁村地域整備交付金のうち  
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④濁水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設（新設・更新、導入支援）

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、  
沖縄2/3（ただし、⑦等の単独施設整備は50%）  
2は50%（ただし沖縄にあっては75%）  
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

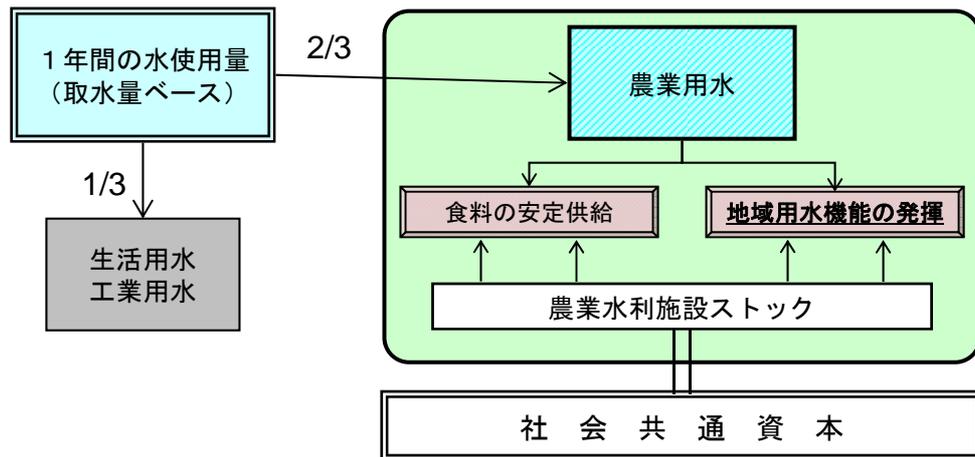
# 農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能(地域用水機能)の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

# 食品流通拠点整備の推進（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）

【令和3年度予算概算決定額 16,214（20,020）百万円の内数】

## <対策のポイント>

「三つの密」の防止を徹底し、災害時においても国民への安定的な生鮮食料品等の供給体制を確保するとともに、農林水産物の輸出拡大を促進するため、品質・衛生管理の強化、物流業務の省力化、保管調整機能の強化等を図る卸売市場施設及び共同物流拠点施設の整備を支援します。

## <事業目標>

- 1 中央卸売市場当たりの取扱金額（695億円〔平成28年度〕→ 719億円〔令和6年度まで〕）
- 共同物流拠点の入荷時のトラックの積載率に対し、出荷時の積載率を10%以上向上

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大を図るため、

- ① 品質・衛生管理の強化
  - ② 物流業務の省力化
  - ③ 保管調整機能の強化
  - ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
  - ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保
- 等に資する施設の整備を支援します。

### 2. 共同物流拠点施設整備

共同配送等による効率化のため、ストックポイント等の物流拠点施設の整備を支援します。

### 1. 卸売市場施設整備



高度な温度管理により、品質衛生管理、保管調整機能を強化



場内業務の効率化、省力化



輸出先国が求める衛生基準を満たした加工処理施設



加工処理施設入室前に除塵

### 2. 共同物流拠点施設整備



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

# 地域の持続的発展のための中小商業者等の機能活性化事業

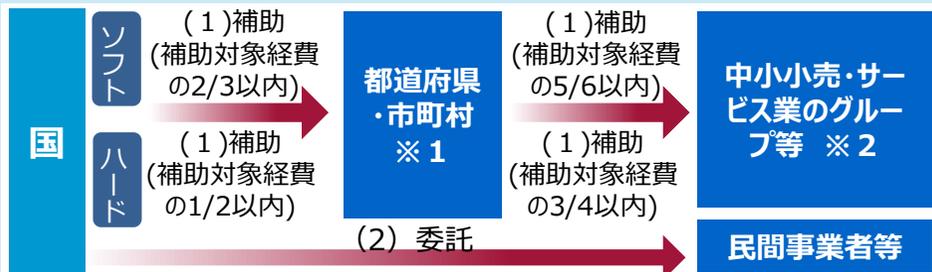
令和3年度予算案額 **5.5億円（新規）**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中小小売・サービス業者（中小商業者等）は、商店街等として集積することで、商業機能の提供やコミュニティの中心となるなど、地域の持続的発展に欠くことのできない重要な存在です。
- 近年の人口減少や電子商取引の台頭など、地域経済の構造変化により、商店街等の商業機能としての位置づけも変化しています。少子高齢化、働き方の変化等の中、商店街等は地域における雇用や生活関連サービスなど生活に不可欠な機能の維持・確保を担う主体としての期待が高まっています。
- また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応として地方移住、リモートワーク等の多様な働き方の普及などが進展しており、地域においても「新たな日常」への変化を取り込むことが必要です。
- このため、中小商業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の誘致等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援を行います。
- これにより、複数の中小商業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者  
 ※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など  
 ※3. 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定

## 事業イメージ

### (1) 地域商業機能複合化推進事業

中小商業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

#### 【ソフト事業】

中小商業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額4,000千円

#### 【ハード事業】

中小商業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等がない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点



多目的利用スペース



働く場の誘致

### (2) 外部人材活用・地域人材育成事業

最適なテナントミックスの実現に向け、先行事例の調査・効果分析を行い、ガイドラインや優良事例集等を作成します。全国における取組の促進に向けた普及啓発に活用するとともに外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の取組の担い手となる人材の育成を図ります。